

介護者の緊急時に、障がいのある方を支援するための事前登録について



緊急時の支援とは？

介護者が急な入院や冠婚葬祭などで不在になった場合（緊急時）に、障害福祉サービスを活用して、障がいのある方が安心して過ごせるように支援します。

【対象者】

山陽小野田市に住む18歳以上65歳未満の障がいのある方（※）

※障がいのある方（障害福祉サービスの利用要件）

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方
 - ・指定難病対象者
 - ・その他、上記以外でも対象となる場合がありますので、御相談ください。
- なお、40歳以上65歳未満の方で、特定疾病に該当する場合は、介護保険サービスが優先されます。

事前登録と緊急時の支援

相談

「もしもの時どうしよう？」
まずは、相談支援事業所のぞみ（☎83-0001）、又は障害福祉課（☎82-1159）に相談してください。

登録 申出

「緊急時支援の事前登録」「同意書」を障害福祉課へ提出していただきます。

登録

「緊急時の登録票」の聞き取りをさせていただき、事前登録が完了します。

登録後

登録した内容は相談支援事業所のぞみと障害福祉課で共有し、緊急時に必要な対応について、確認します。
2年に1度、登録情報に変更等がないか確認します。

緊急時

緊急時（時間外でも対応）には、相談支援事業所のぞみ（☎83-0001）に連絡してください。
その他、お困りごとが生じた際もご相談ください。

その後の 対応

居宅介護（御自宅にヘルパーさんが訪問し、生活を援助する）や短期入所等を利用することで、安心して生活できるよう必要な障害福祉サービスを調整し、支援体制を整えていきます。

【問い合わせ】

山陽小野田市障害福祉課 TEL：82-1159 FAX：83-0854